広報とちあ

第81号
昭和38年(1963)
9月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

昭和32年2月20日第三種郵便物認可 毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(8月末日現在)

世帯数	7,579
人口	37,430人
男	18,039人
女	19,391人

9月の広報ごよみ

▷麻薬慢撲滅運動 (11日～20日)
▷働く婦人の福祉運動 (15日～24日)
▷としよりの日 (15日)
▷としよりの福祉週間 (15日～21日)
▷動物愛護週間 (20日～26日)
▷秋分の日 (23日)
▷結核予防週間 (24日～30日)

第五回市議会臨時会

し尿処理場建設決まる

処理方法は消化槽方式に

第五回市議会臨時会が、さる八月十一日市役所で開かれました。

今回提出された議案は、し尿処理施設建設係の議案三件でいずれも原案どおり可決されました。

し尿処理施設(大字愉原沢田に設置する)の処理方式は消化槽方式によることに決まりました。

処理方式には、消化槽方式と化学処理方式があります。

この消化槽方式というのはし尿を一ヵ月間槽の中に入れて三五度位の熱を加えて発酵させ処理するものです。

し尿処理施設建設工事の請負契約は随意契約とし、また契約金額は予算の範囲内、履行期限および契約の相手方は市長に一任と決まりました。

なお、し尿処理施設工事費の継続年期は、三十八年度三十九年度の二カ年であり、三八年度に一、二一七万八千円、三十九年度に四、四二七万二千円、計五、六四五万円であります。

この財源は、国庫補助が一六六五万円、起債が二、三五〇万円、一般財源が一、六三〇万円であります。

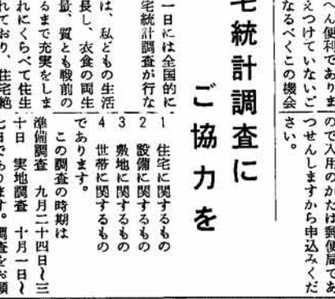

天神橋
大野から上ノ原に通ずる天神橋ができありがりました。この天神橋は、さる六月二十四日共栄土建株式会社により着工、八月九日完工したもので全長三二メートル五〇センチ巾員三メートル六〇センチの木造板橋で工費は二五五万円でした。

統計図表 作品募集

財団法人全国統計協会連合会主催で国民に対する統計思想の普及と統計資料活用の研究をはかり統計図表による統計コンクールを作品を募集いたします。

▽応募資格 第一部 小学校の児童 第二部 中学校の生徒 第三部 高等学校の生徒 第四部 一般

▽課題 第一部 あなたの学習の結果をあらわす統計図表 第二部 あなたの住んでいる市町村または学校生活の実情を示す統計図表 第三部 あなたがたの住んでいる都道府県または市町村の実情を示す統計図表 第四部 統計図表による統計思想の研究

なお、取材の資料の出所を添付すること。

▽規格 第一部では七二、八センチ×五一、五センチ(B列二判仕上寸法)第二部では一〇三センチ×七二・八センチ(B列一判仕上寸法)なお紙質、色彩その他材料は自由

▽送り先 新潟市学校町一県統計課内 新潟県統計協会

▽〆切 九月二十五日

▽応募上の注意 応募作品の裏面に住所 氏名 性別 職業 年令(児童 生徒の場合は所属学校名 学年)を記すこと、なお住所 氏名 学校名は楷書ではっきりかなをつけること

▽賞 一等賞一点 二等賞二点 三等賞三点 佳作賞若干点

▽審査 応募作品は、統計に関する学識経験者により統計図表全国コンクール作品審査委員会を設けて審査します。

▽応募資格 第一部は小学校の児童 第二部は中学校の生徒 第三部は高等学校の生徒 第四部は一般

▽課題 第一部 あなたの学習の結果をあらわす統計図表 第二部 あなたの住んでいる市町村または学校生活の実情を示す統計図表 第三部 あなたがたの住んでいる都道府県または市町村の実情を示す統計図表 第四部 統計図表による統計思想の研究

なお、取材の資料の出所を添付すること。

▽規格 第一部では七二、八センチ×五一、五センチ(B列二判仕上寸法)第二部では一〇三センチ×七二・八センチ(B列一判仕上寸法)なお紙質、色彩その他材料は自由

▽送り先 新潟市学校町一県統計課内 新潟県統計協会

▽〆切 九月二十五日

▽応募上の注意 応募作品の裏面に住所 氏名 性別 職業 年令(児童 生徒の場合は所属学校名 学年)を記すこと、なお住所 氏名 学校名は楷書ではっきりかなをつけること

▽賞 一等賞一点 二等賞二点 三等賞三点 佳作賞若干点

▽審査 応募作品は、統計に関する学識経験者により統計図表全国コンクール作品審査委員会を設けて審査します。

栗田工業と契約

し尿処理施設建設係は、処理方式などを慎重調査した結果栗田工業株式会社(本社 大阪市東区)と請負契約(随意)をさんに資する目的で次の要領により統計図表全国コンクール作品を募集いたします。

▽応募資格 第一部 小学校の児童 第二部 中学校の生徒 第三部 高等学校の生徒 第四部 一般

▽課題 第一部 あなたの学習の結果をあらわす統計図表 第二部 あなたの住んでいる市町村または学校生活の実情を示す統計図表 第三部 あなたがたの住んでいる都道府県または市町村の実情を示す統計図表 第四部 統計図表による統計思想の研究

なお、取材の資料の出所を添付すること。

▽規格 第一部では七二、八センチ×五一、五センチ(B列二判仕上寸法)第二部では一〇三センチ×七二・八センチ(B列一判仕上寸法)なお紙質、色彩その他材料は自由

▽送り先 新潟市学校町一県統計課内 新潟県統計協会

▽〆切 九月二十五日

▽応募上の注意 応募作品の裏面に住所 氏名 性別 職業 年令(児童 生徒の場合は所属学校名 学年)を記すこと、なお住所 氏名 学校名は楷書ではっきりかなをつけること

▽賞 一等賞一点 二等賞二点 三等賞三点 佳作賞若干点

▽審査 応募作品は、統計に関する学識経験者により統計図表全国コンクール作品審査委員会を設けて審査します。

みんながしあわせに

共同募金に協力を

昨年の共同募金運動もつぎつぎと一人でも世の中の不幸な人をなくすること終り、ことも明るい社会を築きあげることができるよう市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

(共同募金会栃尾支会)

産業育成資金の貸し出し

中小商工企業の一つである地方産業育成資金を融機関の協力により貸出しますのでご希望のかたはお申し込みください。

九月三十日まで

貸出期間 昭和三十九年三月三十一日まで

▽申込金額 二十万円まで

▽利率 日歩二銭四厘

▽申込先 栃尾信用金庫 新潟県信用農業協同組合連合会 渦利互銀行 大光相互銀行 商工会 市産業課

戸ごとに表札を

郵便局では、九月と十月の二カ月間「郵便受箱の設置と表札の掲出促進特別運動」を実施することになり、次のようにみなさんの協力を望んでおります。

最近、郵便物が驚くほどふえていますが、一刻も早くみなさまがたのお手もとに配達するよう努力しています。ところが団地造りや新築、転居などで配達に手間どることがあり困っております。新築、転居のばあい、また、もとから住んでいるご家庭でも郵便箱や表札を掲げていただくと配達にたいへん便利でありますので、まだ備えつけていないご家庭では、なるべくこの機会に

次のとおり新潟県警察官(巡査)採用試験を実施しますのでご希望のかたは、お申し込みください。

▽受験資格 学歴は問わない。学力は高校卒業程度です。

▽試験日時 昭和三十二年十月二日から二十年四月一日まで(来年三月高校卒業見込みの者は二十一年四月一日までに生れた男子に限る。

▽採用人員は約一〇〇名

▽体格は、身長一米五四センチ以上、胸囲は身長の約半分 視力は両眼〇、六以上(きょう正視力が一、〇以上 その他詳細については、上の者は裸眼視力が〇、一)

▽試験場 第一次試験は、十月六日に栃尾警察署で行ないます。

▽受験手続は、警察署から受験票をもらって九月二十五日までに栃尾警察署に提出してください。

▽試験日 第一次試験は、十月六日に栃尾警察署で行ないます。

▽合格発表 十月下旬の予定

▽第二次試験は、十一月上旬に新潟市で作文と口述試験を行ないます。

▽受験手続は、警察署から受験票をもらって九月二十五日までに栃尾警察署に提出してください。

▽試験日 第二次試験は、十一月上旬に新潟市で作文と口述試験を行ないます。

▽受験手続は、警察署から受験票をもらって九月二十五日までに栃尾警察署に提出してください。

警察官募集

国民年金法一部改正

年金額引上げ

今まで義務教育を終了するとき年金が貰えませんでしたが今回の改正により、重い身体障害者の子供を養育しているときは、二十才になるまで年金が支給されることになりました。

昭和三十四年以来全国的に協力によって、本市では皆さんの福祉年金の年額を一万円から一万二千円に、母子福祉年金の年額を一万二千円から一万四千円に、また児童三人以上のときは一千七百円にその児童の一人につき四百円を加算(例えば三人のときは二千百円四人のときは二千五百円)

所得制限がゆるやかになりました。

③扶養義務者の所得制限‖前年の所得額五十万円が六十万円に改正

①老令福祉年金 年額一万二千円が一万五千六百円に

②母子、準母子福祉年金額と児童扶養手当額の引上げがおもなもので、ことしの九月分から引上げられることになり増額後の年金は来年一月以降に実施されます。

今回の改正点の主なものは次のとおりです。

◉国民年金関係

①年金額の引上げ

②所得制限がゆるやかになりました。内容は福祉年金と同じです。

③扶養児童の加算

今回改正によって年金や手当を貰う資格のなかったために手続きをしていなかった厚生年金の方にも、さかのぼって年金を支給されることになりました。

④児童扶養手当関係

①手当額の引上げ

児童一人の場合月額八百円が千円に、児童二人の場合は一千四百円が一千七百円に

②所得制限がゆるやかになりました。

③母子、準母子福祉年金の年令引上げ

所得額十五万円が十八万円に改正

④扶養義務者の所得制限‖前年の所得額五十万円が六十万円に改正

①老令福祉年金 年額一万二千円が一万五千六百円に

②本人の所得制限‖前年の所得額十五万円が十八万円になりました。

③母子、準母子福祉年金額 年額一万二千円が一万五千六百円に

④児童扶養手当額の引上げ

児童一人の場合月額八百円が千円に、児童二人の場合は一千四百円が一千七百円に

⑤障害福祉年金、年額一万二千円が一万五千円に

⑥遺族福祉年金、年額一万二千円が一万五千円に

⑦遺族福祉年金の年令引上げ

⑧遺族福祉年金の所得制限‖前年の所得額五十万円が六十万円に

⑨遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、本人の所得制限と同じです。

⑩遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

⑪遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

⑫遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

⑬遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

⑭遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

⑮遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

⑯遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

⑰遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

⑱遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

⑲遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

⑳遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㉑遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㉒遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㉓遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㉔遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㉕遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㉖遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㉗遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㉘遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㉙遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㉚遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㉛遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㉜遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㉝遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㉞遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㉟遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㊱遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㊲遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㊳遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㊴遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㊵遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㊶遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㊷遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㊸遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㊹遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㊺遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㊻遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㊼遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㊽遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㊾遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㊿遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(51)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(52)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(53)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(54)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(55)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(56)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(57)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(58)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(59)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(60)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(61)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(62)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(63)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(64)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(65)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(66)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(67)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(68)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(69)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(70)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(71)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(72)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(73)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(74)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(75)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(76)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(77)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(78)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(79)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(80)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(81)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(82)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(83)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(84)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(85)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(86)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(87)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(88)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(89)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(90)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(91)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(92)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(93)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(94)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(95)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(96)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(97)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(98)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(99)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(100)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

住宅統計調査にご協力を

この十月一日には全国的に大規模な住宅統計調査が行なわれます。

この調査は、私どもの生活が著しく成長し、衣食の向生活面では、最、質ともに飛躍的に充実をしましたが、これにくらべて住生活面はおくれており、住宅絶対量の不足、地価の高騰による宅地の取得難、住宅の質的整備等の問題をひかえております。

これを解決するための基礎資料を調査するものです。

この調査の内容は

①本人の所得制限‖前年の所得額十五万円が十八万円になりました。

②扶養義務者の所得制限‖前年の所得額五十万円が六十万円に改正

①老令福祉年金 年額一万二千円が一万五千六百円に

②母子、準母子福祉年金額と児童扶養手当額の引上げがおもなもので、ことしの九月分から引上げられることになり増額後の年金は来年一月以降に実施されます。

今回の改正点の主なものは次のとおりです。

◉国民年金関係

①年金額の引上げ

①老令福祉年金 年額一万二千円が一万三千二百円に

②障害福祉年金、年額一万二千円が一万五千円に

③遺族福祉年金、年額一万二千円が一万五千円に

④遺族福祉年金の所得制限‖前年の所得額五十万円が六十万円に改正

⑤遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、本人の所得制限と同じです。

⑥遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

⑦遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

⑧遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

⑨遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

⑩遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

⑪遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

⑫遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

⑬遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

⑭遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

⑮遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

⑯遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

⑰遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

⑱遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

⑲遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

⑳遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㉑遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㉒遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㉓遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㉔遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㉕遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㉖遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㉗遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㉘遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㉙遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㉚遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㉛遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㉜遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㉝遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㉞遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㉟遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㊱遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㊲遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㊳遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㊴遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㊵遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㊶遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㊷遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㊸遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㊹遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㊺遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㊻遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㊼遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

㊽遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

㊾遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

㊿遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(51)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(52)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(53)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(54)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(55)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(56)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(57)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(58)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(59)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(60)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(61)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(62)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(63)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(64)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(65)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(66)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(67)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(68)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(69)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(70)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(71)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(72)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(73)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(74)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(75)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(76)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(77)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(78)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(79)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(80)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(81)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(82)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(83)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(84)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(85)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(86)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(87)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(88)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(89)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(90)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(91)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(92)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(93)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(94)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(95)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(96)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(97)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

(98)遺族福祉年金の支給制限‖遺族福祉年金の支給制限は、厚生年金保険法の遺族年金の支給制限と同じです。

(99)遺族福祉年金の支給順位‖遺族福祉年金の支給順位は、厚生年金保険法の遺族年金の支給順位と同じです。

(100)遺族福祉年金の支給期間‖遺族福祉年金の支給期間は、厚生年金保険法の遺族年金の支給期間と同じです。

九、十月の天気概況

新潟気象台が、さる八月二十日発表した北陸地方三カ月

選挙人名簿の資格調査票には

「正しい記入を」

基本選